

は一千五百萬に減少することになる。又永久的出生不足(マイナス一一)のため、人口は益々縮少する。例へば、二十年間に110%の割合で。

第三假定に依る場合 現在迄の経過で確實性のなほこの假定に依るが、後には必ず人口の減少が生ずる。この假定に依れば、最初の繁殖地盤の擴大に依り、出生絶體數の增加従つて人口總數の増加が豫想される。一九六五年に最高に達し約七千二百萬となり、次に遞減する。今紀世末に六千八百萬、二〇五五年の安定年齢構成の現はれる際六千三百萬になる。その際出生指數一六・六、死亡指數一七・九で安定する。これに依れば永續的なマイナス一・三の出生不足が生ずる筈である。この永續的出生不足のため、人口は緩慢ではあるが、減少して、百年後八百萬減少するに至る。

(Vorausberechnung über die deutsche Bevölkerungsentwicklung bis zum Ende 20. Jahrhunderts.)

ツアーン

「多子家族と保険」

Kinderreiche Familien und Versicherung;
Friedrich Zahn

林 茂

ツアーンは、その著「家族及び家族政策」(一九一八年)に於て、近代社會の經濟的、文化的發展特に著しくなる工業化、都市化によつて如何に家族及び家族精神が脅かされ、あるかを述べ、前大戰以前より、惠まれること少なかり

し、獨逸の家族、特に多子家族に對する、保護政策の必要を説き、大戰によつて、その弊害は更に尖鋭化されたることを指摘して、組織的なる家族政策の緊要なることを述べてゐる。即ち、「大なる人的損失を、最も迅速に、最も善く補充した國民のみが、眞に勝利を獲得する所以を説き、諸種の方策を提示し、質的及び量的にみたる、人口増強手段の最も重要なものを一つとして家族保険の問題にも、簡単ながら言及してゐる。

ツアーンは、更にローマ人口學會(一九三一年)に於て「多子家族と保険」なる報告書を提出し、家族保護政策の問題をとりあげ、その最有效手段として、家族保険を提案し、一層詳しき姿に於て之を説述した。

思ふに、かの家族負擔均衡策と呼ばれるものは、婚姻及び出産獎勵政策と表裏して、人口増強政策を完全せしむるものであるが、多子家族に對する扶助金交付その他種々の恩典の供與は、この負擔均衡策に屬するものである。

ツアーンによつて、提示されたる家族保険なるものも、その詳細は必ずしも十分に知り得ないようであるが、根本に於ては、多子家族の經濟的保護を企圖するものであり、右の負擔均衡策の一環を爲すものである」とは明らかである。

もとより、家族保護の問題に就ては、洋の東西により、國を異にするに従つて、家族本來の姿を異にして、之れが對策に於ても、夫々特殊性を要求するであらう。しかし、又他面、家族の據つて立つてゐるといろの社會的、經濟的條件に於て、相通するものゝ存する」とも否定し難い。

大東亜戦下、慈、大和民族の人的資源の確保擴大の要求されるとか、」の報告書にもられたる、思想及び對策に於て、我が方策の参考に資し得るゝものゝ存する。やあらうかと考へ、以下、その概要を紹介する」とした。

ツアーン「家族及び家族政策」に就ては、本誌第一卷八號に島村研究官の紹介が存する

民族及び民族力は、あらゆる國家にとつて最貴重なる財寶である。而して家族は、一國人口の量並びに質に對して、決定的影響を及ぼすものである。家族は將來民族の源泉であり民族體を絶へず更新し、進歩改良する爲

の本道である。多數の家族が、肉體的、精神的に病むときは、國家自身も亦病み、その存續は危殆に瀕する。かゝるが故に、各國家、各民族とも家族の維持存續と、健全にして正しき家族生活の育成の爲には、最大の關心を抱くのである。

近來、特に前大戰後に於ける家族生活は、その内面的な力に於て、又純粹性と深さとに於て害はれ、家族生活の悦びと、家族の成長とは、國風を脅かす程等閑にふされてきた。ゲルマン並びにロマンス諸國即ち、獨逸、英吉利、瑞典、瑞西、白耳義、佛蘭西に於て、最も多く出生減退が生ずるに至つた。出生調節は殆ど一般化された。此の傾向は社會階級間並びに、地域的に都鄙間を通じて益々普遍化されてゐる。

かかる破壊現象の原因は雑多である。兩親と、子供を對象として、子達の幼年と、親達の老年とを保護した、かつての救濟制度は放棄されたも同様であり、勞賃及び俸給の近來の傾向は餘りにも獨身者を標準として細斷され、夫及び父に對して、係累なき獨身者の生活程度以下の生活を許すにすぎない。多數の子女の養育に結びつけられた犠牲と負擔とは、兩親にとって、成長せる子女による犠牲の解放と救濟の見込みによつて、差し引かること餘りに少ない。かかる經濟關係が絶對的と云ふのではないが、しかし本質的に、少家族制を來たし、質、量共に家族を弱化せしめた原因である。

家族と子供を嫌惡する時代を一轉せしめて家族を喜悅する精神に向はしめんとすることは困難である。従つて、組織的家族政策、就中現存する多子家族の強化と保護とを顧慮することが緊要となる。家族の強化は次の三項を要求する。即ち、能ふ限りの保健衛生施設と教育施設、組織的經濟施設及び家族の道德的基礎の昂揚之れである。

保健衛生施設としては、健全なる結婚の爲の結婚證明、結婚相談所の如き設備を支持し、乳兒、幼兒、學童、學童にして仕事を有する者等に對する施設を促進し、且つ家庭保護、兒童保護上、公益、福利に關する事柄は之を完成しなければならない。尙、主婦、娘に對し、適時の家計教育に照應せる衛生施設を顧慮し、家計實施の合理化が計畫されねばならない。

經濟施設としては、多子家族の負擔均衡化策に關する要求を充足するを要する。即ち、同一階級の寡子者乃至獨身者と比較して、子女數の増加することにより、その家族の物質的狀態が悪化せざるよう、且つ、多子者の地位の不利を可及的緩和するよう、經濟的均衡化を計るべきである。此の均衡化施設は、多子家族に對する子女養育費の輕減と、收入增加とによつて實現さるべきである。

家族の倫理的基礎の強化は、家庭と學校、教會と國家、藝術科學と實際生活との調和的協力によつて實現さるべく、且つ民族に於ける家庭の意義の再昂揚と、その深化とが顧慮されねばならない。

II、多子家族政策の現狀

數十年來、ヨーロッパ諸國に於ては、佛國を例外として、家族政策なるものは、特に計畫的には行はれなかつた。しかし、漸く經濟的困難が増加し、家族を脅かす危險が増大するに従つて、在來の斷片的、思ひつき的なものに代つて、體系的な家族政策が遂行されるに至つた。此の新しき展開に於ては、既存の施設を、組織的に家族政策的に完成すると云ふ點に、その特徴が存する。

先づ何よりも社會保險は、續いて家族政策を打ち建てゆく爲に、一つの適切なる地盤を提供する。此處で特に家族政策的な規準として問題に

なるものは、家族員を自己保険なくして、保険保護に引入れることである。此の際供與される給付は、社會保險の企圖する經濟的保護に就ても、又それによつて實施される衛生施設に關しても、豫防的且つ治療的效果を有する。

通常、貨幣給付の供與によつて達成されんとする經濟的保護に於ては、その家族政策的意義は、被保險者に對しその家族狀態によつて計られた給付に於て認められ、又保險料の等級別に對する顧慮なく、家族員に對し直接に與へられる貨幣給付に於て認められる。獨逸に於ては家族狀態による疾病資金の等級別は、徒弟保險及び船員保險に於て法律的に規定されてゐる。フランス、ブルガリア、チリ、エストニア、ラトヴィア、リタウエンに於ては、疾病資金は餘剩給付として準備されてゐる。獨逸に於ては、一般の疾病保險に於て餘剩給付として準備され、大ブリテン、オーストリ亞、ポーランド、ユーゴースラビア、チェッコスロバキアに於てそうである。又年金保險に於て、即ち獨逸では使用人保險及び廢兵保險に於て、佛國では廢兵保險及び養老保險に於て多子家族に對する優遇原則が行はれてゐる。失業保險又は無收入保護に於ては、通常補助額は、平均勞賃の細額にしか當らないが、労働者の家族關係が顧慮され、妻、子供その他扶養義務ある家族員に對する手當増額が認められ、或ひは被保險者に對する補助金が増額されてゐる。

社會保險に於ては、家族員に對する直接の給付を、病院、療養所等に在る被保險者の家族員に對する、家族資金、或ひは死亡資金、葬儀資金に於て見ることが出來、又遺族に對する一時的若くは繼續的扶養給付に於ても之を見ることが出来る。

社會保險に於ける、衛生施設的家族政策としては、先づ第一に疾病保險

中に取入れられたる母性保險が問題となる。この保險に於ける給付は、各國に於て夫々非常に異なるが、ワシントン協約（一九一九年）によつて、國際的最低給付が決定されてゐる。被保險者は通常、自由に產婆の補助が得られ、必要の場合には醫師の治療、出産直前及び產褥間にには疾病資金（懷妊資金、產褥資金）、或ひは又屢々休養資金が得られる。獨逸に於ては、家族の產褥期間補助が原則的給付である。これは最大延長の產褥期間補助を有する。フランス、大ブリテン、アイルランド自由國、リスアニア、ノルウェー、オーストリア、ポーランド、ルーマニア、ユーゴースラビア、チェッコスロバキア、及びブルガリアに於て然りである。

母性保險及びその補完又は代用の爲に採用されたる様々の母性施設の外に、衛生施設の領域に於ける家族政策的給付としては、家族病者保護策が重視されねばならぬ。これは、ノルウェー、ポーランド、ルーマニア、ユーゴースラビア、チェッコスロバキア、ハンガリー、ボルトガル、リスアニア、フランス、ドイツ及びオーストリアに於て義務給付となつてゐる。これらは、醫學的治療に就ての、保險者の給付が、被保險者の家族員にも受益せしめられるのである。

此の如き社會保險に於ける、衛生政策と、近代労働者保護立法によつて完成されたる、母子労働力の保護政策とは、密接なる關聯に在る。此の保護立法は、毎日の勞動時間の制限、休息の確立と規定し、夜業及び最短休息の禁止、仕事の持歸りの禁止、產婦の就業禁止期間の制定及び特定の不適當にして、不健康な、女性向きてない仕事の禁止等を包括してゐる。ワシントン（一九一九年）に於ける母性保護に關する協約は、分娩前後の女子就業に就き規制を設けてゐるが、一聯の諸國に於て（獨逸も然り）既に批准された所である。

近來、権力的な勤労保護と並んで、所謂協約的労働者保護が、益々家族政策的意義を獲得するに至つた。即ち、賃銀協約及び作業協約に於て、女子及び年少労働者に有利なる特殊協約が採用されるのである。

同様に、公共施設に於ても、家族政策的見地が織込まれてゐる。周知の如く、公共施設は、衛生、教育及び經濟施設の三課題を有する。

即ち、衛生的見地に於ては、結婚に對する衛生的保護を與へる。この目的の爲には、婚約者間の結婚證明書の交換、信頼しうる結婚相談所、結婚禁止命令の公布等の諸制度が役立つ。獨逸に於ては、一九二七年二月十八日の性病豫防法の規定によつて、夫婦が當該疾病につき、相互に告知する義務を帶べる限り、相互の一定の衛生的監査が可能とされてゐる。婚約者が、戸籍役場に於て手渡される如き健康證明書の交換を、單純に提議する場合は、その效果は非常に制限されてゐる。スウェーデンに於ては、各求婚者は、結婚取きめ以前に、性病に罹患し居らざる旨の誓約による保證をしなければならない。若し性病の存した場合は、結婚禁止が命令される。同様に、精神病者、癲癇病者、白痴者に對しては、所定の場合結婚禁止が命令される。北米諸國に於ても、優生的見地から結婚禁止が行はれてゐる。

既に成立せる家族に對する、衛生施設としては特に國民病に對する施設が行はれ、更に産婦及び乳兒に對する保護が行はれる。尙ほこの施設に屬するものとして、幼兒及び學童に對し、學校醫、學校歯科醫による治療、學校給食、校外休養設備等が存する。

教育施設の對象としては、少年教育、即ち正正常な、健康な少年に對する施設、及び危険にさらされた少年に對する施設が存する。此處でも、他の就學義務なき又は義務ある兒童に對する、あらゆる施設の場合と同様に、

兩親の強力なる共同を爲さしめることが有效であり、それによつて更に家族の弱化を來をさしめることがないようにしなければならぬ。

近來は又、青年に對しても、家族政策的なる看護が、よりよく行はれるに至つてゐる。これは、一人の人間の運命を決定するものはその閑暇の時期であると云ふ經驗に從ふものであつて、自由時間、閑暇を有する青年を對象とする。従つて、多數に存する失業青年をも顧慮しなければならぬ。

經濟的保護に於ける給付に就ては、その家族に對する顧慮は、保険及び扶養に於けると同様に、現物並びに現金給付を、能ふ限り、被保護者の家族状態によつて、等級づけると云ふ點に表現されうる。しかし又、保険或ひは扶養の性質を帶びざる、獨特の施設も存する。例へば、フランスに實施されてゐる、無資産の多子家族に對する家族手當、困窮者に對する休養資金及び出産資金、教育並びに、養育方面に於ける兒童補助金、多子母性に對する養老年金等これである。

經濟的保護は、更に保護るべき家族の住居に就て顧慮する。しかし、これは只指導管理的意味に於て干渉し得るにすぎない。重大なる經濟的、道徳的、衛生的危險を伴ふ住宅難は、一般的なる經濟、社會政策、それに照應する、住宅、住宅建築、租稅及び賃銀等の諸政策によつてのみ解決されるのである。獨逸に於ては、多子家族に益する特別規定として、住宅探しの際に於ける優先表への記入家屋税抵當權の放棄の際に於ける多子家族の優先權の認容、多子家族に對する自己住宅の建築、家賃輕減又は家賃補助の手續、少額收入に對しては家屋税の免除等の手續が存する。フランスに於ては多子家族に對し、稅法により又土地信用所への低利資金の融通により、安價に住宅を建築せんと努めてゐる。ベルギーに於ては、一九三〇年多子家族に對し、議會に於て百萬フランが低利住宅建築資金として承諾さ

れ、その少額資金は前拂ひされた。

尙、家族政策にとり、推奨に値するものは税法の家族政策的なる改正である。現實に於て、家族に對する社會的顧慮は、その階段的に異なる所得税法、財產税法等に於て行はれてゐる。特に夫婦の双方に對する、最低生活費の免稅、子女の存する場合の税輕減等がある。フランス及びイタリーに於ては、獨身税が實施され、獨逸に於ても獨身税が行はれてゐる。しかし又反家族的見地が十分取除かれてゐるのではない。例へば、まだ到る所に存する、夫及び妻の收入、財産に對する附加税並びに子女の財産及び收入に對する取扱に於て、家族に對する明白なる冷淡さが見られるのである。而して、根本的な缺陷は、低額收入階級に對する、税輕減の制限にあり、又多子家族に對し間接税により又公共施設利用に對する様々の支出によつて、その優遇が既に滅殺されてゐる點に存する。

上來記述せる家族政策的規準、即ち社會保険の給付の補完、それに照應する住居、住宅(地所附き)、移住の諸政策、輕少乍ら認め得べき税輕減並びに、諸國に於て既に試みられたる、その他の負擔輕減策は、多子家族に必然的に隨伴する高き家族支出を、緩和せんと努むるものである。

多子家族の積極的收入増加は、在來主として、俸給及び賃銀に對する手當(妻及び子女に對する)によつて求められた。公共官廳に於ては、此の種の給與が主張されてゐる。

私經濟に於ては、近來、社會賃銀が様々の發展を示してゐるが、これは特に、フランス及びベルギーに於て、所謂調整金庫(Caisse de Compensation)との關聯に於て重要意義をもつてゐる。フランスに於ては、一九三〇年末迄に、二三〇の金庫が設置され、二萬五千の組合員(雇主)と、殆ど二百萬に達する賃銀労働者とがこれに所屬した。ベルギーに於ては、議會

に於て、全労働者に對する、家族手當の支給が議決された。

調整金庫は雇主間に於ける相互保険の性質を有する。金庫の全費用は、原則的に雇主の支辨する所である。金庫の本來の目的は、多子家族を有する、多數の労働者を使用せる雇主に對し、家族保護の爲の多額の支出を防ぎ、他面、労働者に對し、家族増加の際に於ける契約解除を、保護するに在るのである。金庫が一地區の全雇主を抱括するときは、同業組合的結合をなすものであり、従つて異なる職業の所屬者が、只その時々の自己の所屬する職業群に生じたる負擔のみを、負担すべく且つなほ共同の利益を享受するのである。個々の雇主の負擔金は、大部分割當の方法によるが、それは、支拂はれたる賃銀額、労働者數に準ずるが、若くは勞働日數に準じて割當られる。負擔額は労賃額の百分の二・五迄達し得る。

家族賃銀は、普遍的に採用されてゐない限り、賃銀構成分子として、賃銀闘争、經濟的利害の闘争、階級闘争に對するものとして交附されるのであり、従つて、非常に不安定なる對策である。むしろ、調整金庫に基づく家族手當の方が、より適切と思はれる、けだし、これによつて、既婚者及び多子者の労働市場に於ける、競争能力の減殺が防止され得るからである。しかし、調整金庫も亦、よし全雇主に義務化されたとしても、部分的解決を齎たらすに止まる。

III' 徹底的な家族政策の目標たる家族保險

最有效なる經濟的家族政策の規準は、恐らく、公的法的な強制保險によつて、兩親及び子女の年金保險を實施するに在る。これは既に、獨逸多子聯盟の結成以來、Gruber, Grotjahn, Burgdörfer 及び余等の提案によつて要請された所であり、諸外國に於ても類似のものが要請されて居る。

家族保険の觀念は國際的に進行して居る所である。これは社會的政策に關する、國際會議の席上に於て、余の家族政策に關する國際調査を基礎として作成したる報告に對し行はれたる討議に於て特に示されたる如くである。

(註)

註 ハーン稿 “Die Familienpolitische Enquête der Internationalen Vereinigung für Sozialen Fortschritt.” «Allgemeines Statistisches Archiv» Bd. 19, S. 145 ff. „Familienversicherung in der internationalen Sozialpolitik.” «Zeitschrift für die gesamte Versicherungswissenschaft» Bd. 30, S. 43 ff.

即ち、家族保険制度を以て、問題解決の最良策とされる所である。

獨逸に於ける、兩親團體保険に於ては、その收入が特定の高さ（生存最低費）を越える、凡ての人が負擔義務を有する。その負擔額は、收入に對する一定の百分率によつて決定される。獨身者は負擔額の全標準率を、子無き既婚者は約半分を、支拂はなけねばならぬ。第二子、或ひは第三子の出生と共に、負擔義務は次第に輕減される。給付は、負擔と同様に、收入に比例して等級分けされ、原則として、全負擔支拂の繼續期間と、高さに準ずるべきである。而して給付は子女資金として成立し、被保險者は負擔の標準に準じて之れを請求する権利があり、それは彼が獨身又は結婚して子無き期間に、保険に拂込みたるものである。給付は、第三兒或ひは第四兒より始まり、子女の増加と共に高まる。第一子に對しては、分娩の際に、家族保険の中より費用の補助がなされる。勿論、此の原則的標準は、此の保険の最終決定に當つては、責任給付、餘剩給付、最高給付に關する評價如何によつて、なほ、個別化され、細別化されるを要するであらう。

家族保険は、現存する多子家族を保護すると共に、なほ、その家族擴大の促進を以て、先づ第一に量的人口政策の規準をなす。

のであるが、それは同時に質的政策の契機をも包藏する。

周知の如く、遺傳は本質的に家族によつて受繼がれてゆく。家族保険によつて、間接的に促進されたる出産率は、同時に遺傳素質に於て、健康なる家族の、より強い繁殖を意味し、従つて、遺傳の確保並びに増大を意味する。特に、これは優秀なる精神要素の遺産にとつて非常に重要である。

なほ、家族保険によつて、促進された個々家族に於ける子女數の増大は、まさに、多子家族に於て、義務觀念、獻身、犠牲、公共心等、要するに民族及び國家を形成する諸力が培養される限りに於て、質的作用をも營むのである。家族に於ては、子女數の増加と共に、働くとする衝動が増大する。結果、質は常に一定の量を前提する、従つて、絕對的な人口増加をきたす方策は、既にその事によつて、質を向上せしむるものである。

よし、家族保険によつて、民族源泉の豊富な流れを、汲み得なしとして、その採用は、緊急且つ當然の處置であると云はねばならぬであらう。その第一の目的は、現存せる多子家族の負擔を輕減し、これ以上の家族縮少を防ぎ、子供を愛し、兩親としての義務を意識せる夫婦に對し、物質的基礎を與へて、それなくしては、子女教育上障害の生ずるであらうことを防ぐのである。又家族保険は、母親をして、家族の負擔を補填する爲に、家庭外の勤勞につくことを、より少なくし、以てより多く妻及び母として、自然に要求される任務に就くことを得しむるのである。尙、家族の經濟的強化によつて、最も忌むべき國民疫病の一つたる、墮胎は有效に防がれるであらう。

云ふ迄もなく、家族保険は能ふ限り、濫用防止が爲される如く作成され、運用されねばならない。保険事故の發生は、家族保険に於ては、社會保険に於けるより、爲されることが少ない。即ち、家族保険の給付につき

問題となる、子供の出生及び子女の現存は容易に確定することが出来るからである。非社會的な、又經濟的に無能力なる要素の増加を促がすと云ふ懸念は、家族保險の人的範圍を、職業能力ある人々に限定することによつて防止することが出来る。かゝる職業能力ある者的人口量が、依然として一國の有能者の平均を構成してゐるのである。又同様の理由によつて、此の群中に在つても、その缺點が確實に知られてゐて、その増殖が不適當な家族に對しては、保險給付に對する請求を拒絶すべきである。又只例外的にのみ、踏み越え得る保險給付の最高限界の設定によつて、無思慮にして無責任なる被保險者による、家族保險の濫用を防止することが出来る。その反面、特に有能なる家族を、より強く助成する可能性が與へられる。

家族保護政策は、劣性家族をも利するのではないかと云ふ懸念を以て、健全なる家族の育成策を、妨げることは出來ない。健全なる國民が、自由意志によつて、その増殖を放棄し、その結果劣性者との、堪へ得べき程度の均衡が妨げられてゐるにかゝはらず、劣性者が、以前にも増して、より多く増加してゐると云ふことは云はれない。しかし、劣性者の相對的増加を防ぎ、その惡影響を防止する最有效の方策は、健全家族に對する、正しき保護策以外には存しない。

心理的影響に關しては、家族保險は、他の經濟政策に於ても恐れられる必要なき如き危險性は之れを包藏してゐない。家族保險の好ましからぬ影響なるものは、種々に描き出される如きものではない。子女養育費に、注意を傾けしむるのは、何も家族保險が初めてではない。今日、人間生活の打算的立場よりすれば、多數子女の養育が、兩親に多大の犠牲を要求することは、何人も認める所である。又兩親保險が、民族中に尚存する、自然力を更に弱化せしめゆくであらうとは、稱し得ない。勿論、人間は、一種

の生産奨勵金によつて、充分にその生産が確保される如き機械でもなければ、子女も亦そのような商品でないことは云ふ迄もない。しかし、又民族の一大部分に、子供を欲する意欲の尙ほ生きてゐることも眞實である。必得る如く爲すべきであり、物質的基礎を與ふべきである。これ無くして多數の子供づきの夫婦がなほ存在する。彼等に對し、當然その負擔を擔ひは、民族生物學的義務の充足は妨げられざるを得ない。かく觀る時は、家族保險は、決つして、妨害要素として作用することなく、むしろ、増殖を目指す自然的要求と、之に對抗する逆作用との對立を排除することを助けるのである。

財政的負擔に關しては、家族保險は既述の方向に於ては、生産に於ける生産原價を高めることなく、資本形成を妨害することなく、經濟の生産力を減殺することなく實施されよう。

此處に生ずる費用は、全體の收入能力者に分擔せしめられる。保険原則に反して、家族保險では、國策的に、恐らく給付の享受をうくる豫見なき人をも、保険に加入せしめることが正當とされうる。負擔金は、社會保險に於ける通則に反して、一定の職業關係に對する何らの顧慮なく徵收される。各人は原則的に、自己の保険の爲に支拂ふのであつて、自己の從業員の爲に支拂ふのではない。従つて負擔金は、企業家によつて、營業上の費用として記載されるを要しない。又負擔金支拂には、獨身者及び寡子家庭のみが引き當てられるのであるから、掛金を爲すことによつて、賃銀或ひは俸給の昇給に對する權利を與へるものではない。むしろ、多子を有する父親の所得は、家族保險の補助によつて高められるのである。家族保險の形によつて、家族費用の均衡化は、直接多子者に有利な所得移轉として作

用する。即ち、處分し得る消費財のより正當な、より合目的的な分配を意味する。此の所得移轉によつて、資本形成をなすべき貯蓄活動が妨げられるであらうと、懸念する要はない。経験的みて、家族數の増大と共に、貯蓄は低下する。即ち多子者は、その資金を子女に投下するが、その父の貯蓄心、或ひは將來に對する顧慮は、通常何らかの、浪費をなす傾向の存する獨身者に比し、遙に強い。

要之に、家族保険は、積極的な人口政策として最適の手段であり、且つ財政的にも實施可能である。

しかし、家族保険によつて、多子家族に對する經濟的保護が整備されても、それが爲に他の家族増加及び育成、維持策として適當せる手段を等閑に附することは出來ない。又、これら他の方策を以て、家族保険に代へることも出來ない。人口政策的に仕立てられたる税制改革を以てしても、家族保険は缺くを得ない。

家族保険は、全國民を包括するが、税制改革の效果の及ぶ範囲は、比較的の高額所得階級に制限され、國民の大多數の所屬する所得階級に對しては、別に特殊な方策によつて、補完されなければならぬ。のみならず、國家の財政状態は、多くの場合、多子家族に對する満足なる稅的庇護を不可能とする。

家族保護に就ては、又私的保険の協力が考案され得る。しかし、之れは、社會的困難を公共的方法によつて解決せんとするに、堪へうるものではない。社會保険の前史は、強制力を有しない私的保険が、如何に有效に作用し得ないかを證明して餘りある。正に困窮せる階層に對して、任意の私的保険が、經濟的保護策として不十分な方法であることを明示する。けだし、經濟的保護を最も必要とする人々に在つては、私的保険の爲

に必要とする經濟力或ひは精神力をも缺いてゐるのであるから。しかし、強制的家族保険が、比較的資力なき人々を捕へるに對し、私的保険が、その他の、自己の意志と力とによつて、將來の事故の際の保證をなす能力ある人々を問題にすると云へるであらう。

在來、私的保険はその種類によつて（遺族保険、兒童保険、嫁入仕度保険、教育資金）家族の需要に順應せる限りに於て、家族に對する顧慮をしてきた。又疾病保険に於て、相對的に僅少な追加掛金にかゝらず、被保險者たる兩親の、子供にまで保険保護を加へる如きは、これ亦同様に私的保険の、一つの家族保護的な給付である。尙、既婚者に就て、若しその家族員が、他の被保險者より、事故を示すことより少なく、従つて私的保険と家族との利害關係が併行する場合、その保険料は低く見積られることとなり、家族保護に役立ち得るであらう。

更に、衛生施設の領域に於ても、私的保険は家族政策的に形成され得る筈である。

尙、保険法が、特殊規定の完成によつて、家族に有利なる如く仕上げられ得るであらう。

最後に注目に値するものは、國民保険である。これは、諸國に於て、家族の經濟的保護の目的のもとに、廣汎なる層にわたつて實施されてゐる。しかし、之には、多額の管理費用、國民保険上顧慮さるべき階層の、保険需要に適合すること少きこと等の缺點が附着してゐる。これらの缺陷が除去されて、國民保険が家族政策上、普遍的に適切であるとされるに至るか、どうかは後日の問題である。

最も包括的なる家族政策的規準たるべき、家族保険を目標とする、經濟政策と相並んで、國民に對する精神作興、民族に於ける自然力の強化こ

そ、人口政策上、必要缺くべからざるものである。各個人の責任感が再び國民中に呼び起されねばならぬ。家族觀念が再び強化され、高く唱和されねばならぬ。家族が再び道徳的に固定せしめられるを要する。かゝる家族觀念の強化、否、生活への奉仕と、犠牲への意志を肯定し、認識し、尊敬し、且つ實現する國民精神の更新、民族のかゝる精神的更生によつてのみ始めて、經濟的に社會的なる、家族政策的對策の效果が、保證され得るのである。國家、民族及び經濟の基柱たる家族の再建と、效果的な健全化と強化とは、經濟的對策と、精神的作興とが相伴つて、はじめてその道が拓かれるのである。